

現代日本経済史講義

第14回

2-2 生産力拡充と総動員

2004年冬学期

武田晴人

⚡:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

2-2 生産力拡充と総動員

広田内閣

- 政策の第1項目に「国防」が取り上げられたことが象徴的。

広田内閣の七大国策十四項目 (1936. 8. 25)

〔内閣発表〕 昭和十二年度以降ニオイテ重点ヲ置キ施設スベキ事項概ネ左ノ如シ

一、国防ノ充実

一、教育ノ刷新改善

一、中央地方ヲ通ズル税制ノ整備

一、国民生活ノ安定 △災害防除対策 保健施設ノ拡張
農山漁村経済ノ更生振興及ビ中小商工業ノ振興等

一、産業ノ振興及ビ貿易ノ伸長 △電力ノ統制強化 液体燃料及ビ鉄鋼ノ自給 繊維資源ノ確保 貿易ノ助長及ビ統制 航空及ビ海運事業ノ振興 邦人ノ海外発展助長等

一、対満重要策ノ確立 △移民政策及ビ投資ノ助長策等

一、行政機構ノ整備改善

軍事費

	粗国民支出(A)	全政府支出純計(B)	軍事費(C)	うち 臨軍費	C/A	C/B [*]
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%
1930	14,671	5,578	444	—	3.0	8.0
31	13,309	4,967	462	—	3.5	9.3
32	13,660	5,904	705	—	5.2	11.9
33	15,347	7,343	886	—	5.8	12.1
34	16,966	7,788	953	—	5.6	12.2
35	18,298	7,881	1,043	—	5.7	13.2
36	19,324	11,131	1,089	—	5.6	9.8
37	22,823	12,837	2,920	1,655	12.8	22.7
38	26,394	18,297	4,310	3,121	16.3	23.6
39	31,230	17,962	5,250	3,598	16.8	29.2
40	36,851 (39,396)	22,383	6,686	4,441	18.1 (17.0)	29.9
41	(44,896)	31,810	9,838	6,562	(21.9)	30.9
42	(54,384)	48,439	14,483	14,074	(26.6)	29.9
43	(63,824)	70,286	21,395	20,030	(33.5)	30.4
44	(74,503)	96,241	33,260	30,027	(44.6)	34.6
45	(...)	111,654	22,243	17,298	(...)	19.9

Haruhito Takeda

1 統制の開始

- 軍備拡張を推進する赤字財政の拡大によって36年末に貿易収支の悪化に直面した日本経済は、その年6月に成立した近衛内閣の下で、陸軍が提案する「重要産業5カ年計画」を推進するため、賀屋大蔵大臣と吉野商工大臣による「吉野・賀屋三原則」のもと、統制経済へと踏み出していく。

重要産業五カ年計画 (1937.5.29陸軍省)

第一 方針

概ネ昭和十六年ヲ期シ計画的ニ重要産業ノ振興ヲ策シ以テ有事ノ日日滿及北支ニ於テ重要資源ヲ自給シ得ルニ至ラシムルト共ニ平時国力ノ飛躍的發展ヲ計リ東亞指導ノ実力ヲ確立ス

第二 要領

一 本計画ハ昭和十二年度以降昭和十六年度ニ至ル五年ヲ以テ第一次トシ先ズ国防上重要ナル産業ノ種類及目標ヲ厳選シ其ノ実現ヲ統制促進ス但シ五年ヲ以テ本計画ノ一般の年次ト為スト雖振興拡充ノ程度及完成ノ時期ハ各資源ノ要度ニ応シ適宜其ノ緩急ヲ規律ス

第一次ノ計画ノ進度ニ伴イ更ニ所要ノ第二次計画ヲ予定ス

二 国防重要産業ノ振興ハ帝国ヲ主体トスルモ克ク日滿ヲ一環トスル適地適業ノ主義ニ則リ且ツ国防上ノ必要ヲ顧慮シ所要産業ヲ努メテ大陸ニ進出セシメ更ニ帝国将来ノ長計ヲ洞察シテ最モ必要ト認ムル資源ヲ選ヒテ巧ニ北支ノ經濟開發ニ先鞭ヲ著ケ其ノ資源ヲ確保スルニ努ム

三 本計画ノ実施ニ方リテハ帝国現在ノ資本主義經濟機構ニ対シ急激ナル變革ヲ作為スルハ之ヲ避クヘシト雖金融、財政、物価、貿易、對外決濟、運輸、配給、勞務並ニ、重要ナル国民ノ生産消費ノ統制等ニ関シ機ヲ制シテ所要ノ対策ヲ講シ以テ綜合的ニ本計画ノ順調ナル進捗ヲ計ル

四 重要産業ノ振興ハ技術、資本及原料等ノ諸元ヲ綜合シ且ツ各種産業ノ相互關聯性ヲ認識シテ其ノ間ニ撞著ナカラシムヘシト雖審カニ輕重緩急ノ程度ヲ判別シ先ツ重且ツ急ナルモノヲ選ヒテ其ノ実現ヲ促進ス之カ為第一次計画中先ツ著手スヘキ重要部門概ネ左ノ如シ

1 兵器工業 2 飛行機工業 3 自動車工業 4 工作機械工業 5 鉄鋼工業 6 液体燃料工業 7 石炭工業 8 一般機械工業
9 アルミニウム工業 10 マグネシウム工業 11 船舶工業 12 電力事業 13 鉄道車輛工業

但シ兵器工業及飛行機工業ノ振興ハ別ニ軍部ノ立案スル方策ニ依ルモ之ニ必要ナル資金、機械、原料材料、勞力、燃料及動力等一般重要産業ノ振興ト併行調整スベキ部門ニ関シテハ本計画中ニ包含セシム

五 以上ノ要旨ニ基キ重要産業振興ノ一般目標並日滿ニ於ケル按排概ネ別表(略)ノ如シ

重要産業五カ年計画 (1937.5.29)

- 国防上重要な産業を5年間で2－18倍に引き上げようとする計画案
- 日本を中心にしながら、日満を一体として満州への進出、さらには北支への進出を計画
- そのために国の生産消費の統制を行う。
- 対象とされた重要産業は、①兵器、②飛行機、③自動車、④工作機械、⑤鉄鋼、⑥液体燃料、⑦石炭、⑧一般機械、⑨アルミニウム、⑩マグネシウム、⑪船舶、⑫電力、⑬鉄道車両で、とくに、①②は軍部主導で資源を投入する。

重要産業五カ年計画における産業の拡充率

		生産目標			現在能力			拡充率 %		
		計	日本	満州	計	日本	満州	計	日本	満州
一般自動車	1000台	100	90	10	37	37	0	270	243	
工作機械	1000台	50	45	5	13	13	0	384	346	
鋼材	万トン	1,300	900	400	485	440	45	268	204	888
石油	万kl	565	325	240	36	21	15	1,552	1,547	1,558
石炭	万トン	11,000	7,200	3,800	5,566	4,200	1,366	197	171	278
アルミニウム	1000トン	100	70	30	21	21	0	476	333	
マグネシウム	1000トン	9	6	3	0.5	0.5	0	1,800	1,200	
電力	万kw	1,257	1,117	140	721	675	46	174	165	304
造船	万トン	93	86	7	50	50	50	186	172	14

重要資源の外国依存度

6・20 主要資源外国依存度 (単位：%)

銑	鉄	9.8	鉄	鉍	52.3	鋼	鉄	0.2	
	銅	36.3	白	金	85.9	洋	銀	96.0	
軽	銀	54.5		鉛	93.2	亜	鉛	52.8	
	錫	52.9	水	銀	97.8	満	俺	鉍	72.5
石	炭	8.0	重	油	80.1		塩	63.0	
加	里	93.1	硝	酸	2.5	磷	鉍	87.7	
生	ゴ	100.0	皮	革	48.1	木	材	19.8	
綿	花	99.9	羊	毛	99.8	採	油	52.2	
	米	1.2	小	麦	12.2	大	豆	50.7	

『朝日経済年史』(昭和12年版) p. 11.

財政経済三原則

- 生産力の拡充、国際収支の均衡、物資の需給調整がキーワード
- 軍備拡張が輸入超過を不可避とする現実の下で、限られた外貨と物資の配分を軍備に傾斜して配分し、民需を抑えていく

6・19 近衛内閣「財政経済三原則」(1937. 6. 4の賀屋大蔵・吉野商工両相の共同声明ののち、6. 15内閣公表)

わが国経済力の充実発展に関する件

現下内外の情勢に顧みるときは国防並に国民生活を基調とする諸方策を実施するの要極めて緊切なるものあり、之が為には日満両国を通じて経済力の充実発展を図ること肝要にして生産力の拡充、国際収支の適合及び物資需給の調整の三点を主眼とする総合的計画の具体案を樹立するを急務とす、而して右具体案は日満両国を一体とする見地に立ち之を立案するの要あり、仍つて関係各庁その他諸機関の間に於て緊密なる連絡を保ち企画庁に於て之が総合調整を計り以て速に成案を得ること、尚右具体案の作成に当りては満州国と協力の上計画の完璧を期すること。

(『商工政策史』第11巻産業統制 p. 126)

1 統制の開始

- 軍備拡張を推進する赤字財政の拡大によって36年末に貿易収支の悪化に直面した日本経済は、その年6月に成立した近衛内閣の下で、陸軍が提案する「重要産業5カ年計画」を推進するため、賀屋大蔵大臣と吉野商工大臣による「吉野・賀屋三原則」のもと、統制経済へと踏み出していく。
- この三原則は、「生産力の拡充・物資需給の調整・国際収支の均衡」を内容とするもので、生産力の拡充を至上命令として、国際収支の均衡を図りつつ、物資の需給調整をすることを意味し、軍備拡張が輸入超過を不可避とするという現実の下では、生産力の拡充を国際収支の均衡維持＝外貨の制約の中で実現するために、物資の配分を軍備に傾斜して配分し、民需を抑えていくことを意味した。

戦時統制三法

- 1937年9月、政府は臨時議会で3つの統制立法を制定する。
 - ①軍需工業動員法の適用法
 - ②輸出入品等臨時措置法
 - ③臨時資金調整法

戦時統制三法 1

6-25 戦時統制三法

(a)軍需工業動員法ノ適用ニ関スル法律 (1937. 9. 10)

軍需工業動員法中戦時ニ関スル規定ハ支那事変ニ亦之ヲ適用ス

(b)輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律 (輸出入品等臨時措置法, 抄, 1937. 9. 10)

第一条 政府ハ支那事変ニ関連シ国民経済ノ運行ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ為スコトヲ得

第二条 政府ハ支那事変ニ関連シ国民経済ノ運行ヲ確保スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給関係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ為スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ当該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ関シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲナスコト

二 当該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給, 譲渡, 使用又ハ消費ニ関シ必要ナル命令ヲナスコト

第三条 政府ハ第一条ノ制限若ハ禁止又ハ前条ノ命令若ハ処分ニ関係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ為スコトヲ得

- ①は、軍需工業動員法を「支那事変」に適應するという趣旨。
- ②輸出入の数量的な管理を可能にする。
- 直接輸出入品でなくても、それを原料とする製品も対象。

(c)臨時資金調整法 (抄) (1937. 9. 10)

第一条 本法ハ支那事變ニ関連シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル為国内資金ノ使用ヲ調整スルヲ目的トス

第二条 銀行, 信託会社, 保険会社, 産業組合中央金庫, 商工組合中央金庫及北海道府県ヲ区域トスル信用組合連合会 (以下金融機関ト総称ス) ハ事業ニ属スル設備ノ新設, 拡張若ハ改良ニ関スル資金ノ貸付ヲ為シ又ハ有価証券ノ応募, 引受若ハ募集ノ取扱ヲ為サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第四条 命令ノ定ムル会社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ会社ノ資本増加, 合併又ハ目的変更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ

命令ノ定ムル会社左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ政府ノ許可ヲ受クベシ

一 第二回以後ノ株金ノ払込ヲ為サシメントスルトキ

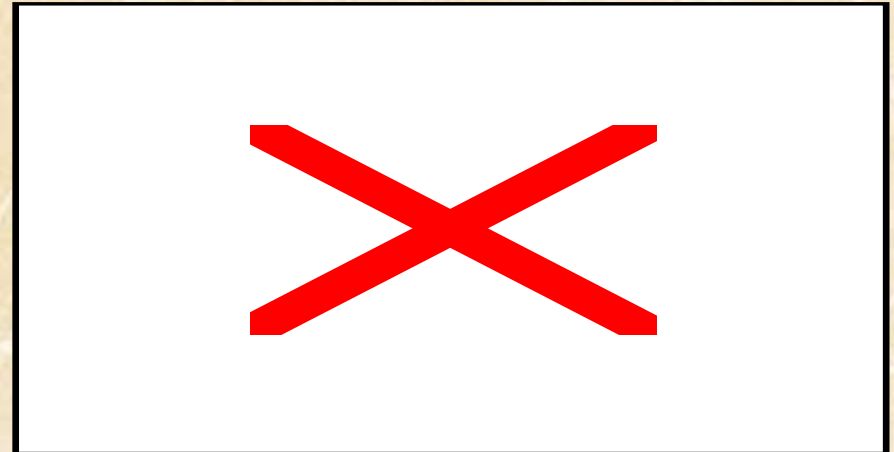
二 株金ノ払込, 社債ノ募集又ハ金融機関ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設, 拡張又ハ改良ヲ為サントスルトキ

三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ為サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ

第八条 命令ノ定ムル時局ニ緊要ナル事業ヲ営ム会社ハ

戦時統制三法 2

- ③は資金面からの統制で、企業の新設、増資、合併、目的変更、内部資金による設備拡張のすべてを許可制とする。



日米主要物資生産高比較

- 圧倒的な生産力格差の下で、政府は、さらに10月、企画院を設置し、物資動員計画の作成を開始。
- 計画の制約要因としての外貨と「対第三国貿易」における輸出超過額→輸入の上限
- 限定された輸入物資の重点配分＝一般消費の切りつめ→統制

6.45 日米主要物資生産高比較（日本の生産高を1としたときのアメリカの生産高の倍率）

		1929	33	38	41	44
石	炭	16.1	10.5	7.2	9.3	13.8
石	油	501.2	468.0	485.9	527.9	956.3
鉄	鉱石	416.8	55.6	37.5	74.0	26.5
銑	鉄	38.9	9.2	7.3	11.9	15.9
鋼	塊	25.0	7.4	4.5	12.1	13.8
	銅	12.4	3.1	5.3	10.7	11.3
亜	鉛	26.0	9.5	7.5	11.7	9.5
	鉛	208.0	37.9	31.3	27.4	11.6
	アルミニウム	8.7	5.6	6.3
水	銀	...	41.6	24.8
燐	鉱石	254.7	72.3	45.2
計 (算術平均値)		166.6	71.5	60.5	77.9	118.3

国民経済研究協会『基本国力動態総覧』による。

生産力拡充計画(1939.1.17)

	単位	昭和13年度	16年度	倍率
普通鋼	1000噸	4615	7260	1.57
銑鉄	1000噸	3300	6362	1.93
石炭	1000噸	58363	78182	1.34
アルミニウム	1000噸	19	126.4	6.65
航空揮発油	1000L	45	240	5.33
自動車用揮発油(人造)	1000L	10	290	29.00
硫安	1000噸	1510	2039	1.35
製紙用パルプ	1000噸	875	1037	1.19
工作機械	100万円	76	200	2.63
船舶	1000噸	402	650	1.62
自動車	1000台	15.7	80	5.10
電力(水力)	1000KW	415	1092	2.63

統制立法

6.29 主要事業法・物資別統制法等一覧表

†

-
- 石油業法 (1934. 3. 28公布, 7. 1施行)
 - 自動車製造事業法 (1936. 5. 29公布施行)
 - 人造石油製造事業法 (37. 8. 10公布, 38. 1. 25施行)
 - 製鉄事業法 (37. 8. 12公布, 9. 21施行)
 - 工作機械製造事業法 (38. 3. 30公布, 7. 11施行)
 - 航空機製造事業法 (38. 3. 30公布, 8. 30施行)
 - 造船事業法 (39. 4. 5公布, 12. 1施行)
 - 軽金属製造事業法 (39. 5. 1公布, 9. 20施行)
 - 有機合成事業法 (40. 4. 4公布, 41. 1. 10施行)
 - 重要機械製造事業法 (41. 5. 3公布, 42. 1. 6施行)
-
- 産金法 (37. 8. 11公布, 8. 25施行)
 - 臨時肥料配給統制法 (37. 9. 10公布, 11. 25施行)
 - 重要鉱物増産法 (38. 3. 28公布, 6. 10施行)
 - 硫酸アンモニア増産および配給統制法 (38. 4. 2公布, 7. 11施行)
-

『商工政策史』第11巻産業統制 p. 238-50より作成.

物資動員計画の基礎となった「輸入力」

100万円

	昭和13年	昭和13年改定	14年1-3月	14年度	15年度	15年度第3四半期	15年度第4四半期	16年度第1四半期	16年度
鉄鋼	557.1	442.3	390.4	497.2	469.1	259.6	270.4	133.2	54.2
非鉄金属	293.9	300.4	351.6	347.9	284.4	187.2	256.4	203.6	98.9
繊維・紙	853.9	586.7	563.6	497.5	770.1	422.8	432.8	427.2	345.9
燃料	524.8	417.0	312.0	282.5	229.2	204.0	351.2	301.6	112.3
食糧	43.9	34.3	22.3	23.9	142.4	46.0	8.0	55.6	33.3
合計	3,056.9	2,554.3	2,230.3	2,395.0	2,629.0	1,614.0	1,846.4	1,600.0	787.6

合計にはその他を含む。四半期ベースの計画は年率に換算

2 国家総動員

- 1938年4月、国家総動員法制定公布 極めて大幅な委任立法 つまり具体的な同人の内容・手段については何の定めもないまま、勅令、省令で具体的な統制・動員を可能にする。権利の制限が議会の同意なしに実現する。
- 同時に電力国家管理実施。

国家総動員法

6・30 国家総動員法（抄）（1938. 4. 1）

第一条 本法ニ於テ国家総動員トハ戦時（戦争ニ準ズベキ事変ノ場合ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ際シ国防目的達成ノ為国ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ

第二条 本法ニ於テ総動員物資トハ左ニ掲ゲルモノヲ謂フ

- 一 兵器，艦艇，弾薬其ノ他ノ軍用物資
- 二 国家総動員上必要ナル〔以下ここまで同文につき——で略記〕被服，食糧，飲料及飼料
- 三 ——医薬品，医療機械器具其ノ他ノ衛生用物資及家畜衛生用物資
- 四 ——船舶，航空機，車両，馬其ノ他ノ輸送用物資
- 五 ——通信用物資
- 六 ——土木建築用物資及照明用物資
- 七 ——燃料及電力
- 八 前各号ニ掲グルモノノ生産，修理，配給又ハ保存

ニ要スル原料，材料，機械器具，装置其ノ他ノ物資
九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル物資

第三条 本法ニ於テ総動員業務トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

- 一 総動員物資ノ生産，修理，配給，輸出，輸入又ハ保管ニ関スル業務
- 二 ——運輸又ハ通信ニ関スル業務
- 三 ——金融ニ関スル業務
- 四 ——衛生，家畜衛生又ハ救護ニ関スル業務
- 五 ——教育訓練ニ関スル業務
- 六 ——試験研究ニ関スル業務
- 七 ——情報又ハ啓発宣伝ニ関スル業務
- 八 ——警備ニ関スル業務
- 九 前各号ニ掲グルモノヲ除クノ外勅令ヲ以テ指定スル国家総動員上必要ナル業務

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ

国家総動員法2

第四条 政府ハ戦時ニ際シ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ〔以下ここまで同文につき——で略記〕帝国臣民ヲ徴用シテ総動員業務ニ従事セシムルコトヲ得但シ兵役法ノ適用ヲ妨ゲズ

第五条 一 帝国臣民及帝国法人其ノ他ノ団体ヲシテ国又ハ地方公共団体ノ行フ総動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

第六条 一 従業者ノ使用，雇入若ハ解雇又ハ賃金其ノ他ノ労働条件ニ付必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第七条 一 労働争議ノ予防若ハ解決ニ関シ必要ナル命令ヲ為シ又ハ作業所ノ閉鎖，作業若ハ労務ノ中止其ノ他ノ労働争議ニ関スル行為ノ制限若ハ禁止ヲ為スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

軍需工業動員法及昭和十二年法律第八十八号ハ之ヲ廃止ス

- 政府は「戦時に対して、国家総動員上必要があるときは、勅令の定めるところにより、・・・することができると規定。
- 具体的な内容は、すべて天皇の命令である「勅令」に委ねられ、議会の審議を必要としない。

国家総動員法2

- その結果、人的な資源、物的な資源、資金の統制、事業の統制、さらには文化の統制までもが多数の勅令によって実施された。
- 例 従業員の雇入制限、移動制限、賃金の統制、生活必需品の配給、小作両立の統制、配当金の制限、事業者団体の統制、新聞の統制……

A 人的資源の統制および利用に関するもの

従業者雇入制限令 (1939. 3), 従業者移動防止令 (40. 11), 労務調整令 (41. 12), 重要事業場労務管理令 (42. 2), 国民徴用令 (39. 7), 船員徴用令 (40. 10), 国民職業能力申告令 (39. 1), 工場就業時間制限令 (39. 3), 賃金臨時措置令 (39. 10), 賃金統制令 (40. 10), 会社職員給与臨時措置令 (39. 10), 工場事業場技能者養成令 (39. 3)

B 物的資源の統制および利用に関するもの

物資統制令 (41. 12), 生活必需品物資統制令 (41. 3), 価格等統制令 (39. 10), 地代家賃統制令 (40. 10), 臨時農地価格統制令 (41. 1), 小作料統制令 (39. 12), 農業生産統制令 (41. 12), 臨時農地等管理令 (41. 2), 電力調整令 (39. 10), 配電統制令 (41. 8), 総動員物資使用収用令 (39. 12), 土地工作物管理使用収用令 (39. 12), 金属類回収令 (41. 8)

C 資金の統制および運用に関するもの

会社利益配当及資金融通令 (39. 11), 銀行等資金運用令 (40. 10), 会社経理統制令 (40. 10), 株式価格統制令 (41. 8)

D 事業の統制および運用に関するもの

重要産業団体令 (41. 8), 金融統制団体令 (42. 4), 企業許可令 (41. 12), 企業整備令 (42. 5), 陸運統制令 (40. 2), 海運統制令 (40. 2), 戦時海運管理令 (42. 3), 貿易統制令 (41. 5), 工場事業場管理令 (38. 5), 工場事業場使用収用令 (39. 12), 軍需品工場事業場検査令 (39. 10)

E 文化統制および運用に関するもの

新聞事業令 (41. 12), 新聞紙等掲載制限令 (41. 1)

2 国家総動員

- 1938年4月、国家総動員法制定公布 極めて大幅な委任立法 つまり具体的な同人の内容・手段については何の定めもないまま、勅令、省令で具体的な統制・動員を可能にする。権利の制限が議会の同意なしに実現する。
- 同時に電力国家管理実施。
- **統制の悪循環**
 - ① 輸入力に基づく生産資源の配分→輸出不振→輸入力の減退→統制の強化
 - ② 民需品を中心とする物不足→価格上昇→公定価格の制定
 - ③ →非公定価格品への生産シフト→公定価格の範囲拡大と闇取引の横行

- 具体的には、

- ① 1939年9月18日 九・一八賃金価格停止令

- ② さらに、配給制、切符制などが次々と実施されることになる。

また、他の分野でも、

- 企業活動に対する規制 資金調達への制限、
運転資金の統制、配当制限……

- 統制団体の組織化による配給面での統制の
進展＝統制会

- 労働不足に対応した国民徴用令(1941年)発
動、→学徒動員そして強制連行へ

- 「不要不急産業」のスクラップ化 = 企業整
備

電力管理法・価格等統制令

6・32 電力管理法（抄）（1938. 4. 6）

第一条 電気ノ価格ヲ低廉ニシ其ノ量ヲ豊富ニシ之ガ普及ヲ円滑ナラシムル為政府ハ本法ニ依リ発電及送電ヲ管理ス但シ自己ノ専用ニ供シ又ハ一地方ノ需用ニ供スル電気ノ発電及送電ニシテ勅令ニ別段ノ定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二条 本法ニ依リ管理スル発電及送電中勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル発電及送電ハ日本発送電株式会社法ノ定ムル所ニ依リ日本発送電株式会社ヲシテ之ヲ行ハシム

第三条 政府ハ日本発送電株式会社ノ電力設備ノ建設又ハ変更ノ計画及電力料金其ノ他ノ電力受給ニ関スル重要事項ヲ決定ス

前項ノ規定ニ依リ決定スベキ電力料金ノ基準ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

6・33 価格等統制令（抄）（1939. 10. 18）

第一条 国家総動員法（昭和十三年勅令第三百十七号ニ於テ南洋群島ニ於テ依ル場合ヲ含ム以下同ジ）第十九条ノ規定ニ基キ価格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又ハ加工賃（以下価格等ト称ス）ニ関シ必要ナル命令ヲ為スハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二条 価格等ハ昭和十四年九月十八日（以下指定期日ト称ス）ニ於ケル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ閣令ノ定ムル所ニ依リ価格等ノ支払者又ハ受領者ニ於テ行政官庁ノ許可ヲ受ケタル場合及本令施行ノ際現ニ存スル契約ニシテ其ノ際左ノ各号ノ一ニ該当スルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

3 戦時経済の実態

- 太平洋戦争開戦時の判断、戦時経済に維持に必要な船舶量 最低300万トン
- 年間80-100万トンを喪失したとしても60万トンの建造能力はある。そのために30万トンの鉄が必要 実際は43年度には予想を大きく上回る船舶の喪失のため、建造量拡大でもカバーできなかった。

船腹の喪失

6.49 太平洋戦争中船腹推移 (単位：千総トン) *

年次	新增その 他の増	喪失その 他の減	差引増減	年 末 保有量	指数
開戦時(1941. 12. 8)				6,384.0	100
1941年12 月 中	44.2	51.6	△7.4	6,376.6	99
42	661.8	1,095.8	△434.0	5,942.6	93
43	1,067.1	2,065.7	△998.6	4,944.0	77
44	1,735.1	4,115.1	△2,380.0	2,564.0	40
45年8 月 まで	465.0	1,502.1	△1,037.1	1,526.9	24
敗戦時(1945. 8. 15)				1,526.9	24

旧海軍資料による。

100トン以上の鋼船一切を含む。

軍需品の生産

	1941	1942	1943	1944	1945
航空機 台	6,174	10,185	20,028	26,507	5,823
発動機 千台	13.2	18.5	35.4	40.3	6.5
艦艇 隻	48	59	77	248	101
同 千トン	200.9	230.7	145.8	408.1	98.2
小銃 千挺	729	440	630	827	209
火薬・弾薬千トン	52.3	67.4	71.5	81.3	21.2
生産指数	474	659	923	1406	447

転用工場

- 企業のスクラップと軍需工業への動員が「転用」という名前で実現し、多数の繊維工場などが軍需生産の工場となり、あるいは、鉄くずとなって軍需生産の原料となった。

業種	A	B	C	AB	計	
綿スフ紡績業	85	61	4	4	156	
梳毛紡績業	18	7	1	1	27	
紡毛紡績業	10	18	2		30	
絹紡績業	2	3			5	
製紙用パルプ及機械製紙業	62	28	32	3	129	
人絹スフ製造業	15	15		1	31	
綿スフ織物製造業	124	122	26	2	274	
毛織製造業	17	19	6	2	44	
絹人絹織物製造業	168	167	26	3	364	
撚糸製造業		1	1		2	
織物染色業	染色	63	70	15	3	151
	染色整理	9	4	1		14
綿漁網製造業			1		1	
機械製糸業	137	58	4	4	203	
繭短繊維製造業	1	1			2	
電線製造業				1	1	
亜鉛鉄板製造業	1				1	
ゴム工業	2				2	
石鹼製造業		3			3	
耐火煉瓦製造業	1	2			3	
精製糖製造業	5	1			6	
菓子製造業	1	5		1	7	
水飴製造業	2				2	
小麦粉製造業	24	2	1	1	33	
麦酒製造業	1	1			2	
植物油脂製造業	5				5	
壘罐詰食料品製造業	2	9	2		13	
計	759	602	123	26	1,523	
地方庁措置分	30	40	6	7	83	
合計	789	642	131	33	1,606	

Aは陸軍, Bは海軍, Cは一般官需関係への転換で, ABとは陸海軍共管工場への転換を意味する。

この他に綿スフ紡績でAC, BC各1, 製紙用パルプでAC3, ABC1, 小麦粉でAC4, ABC1, 計AC8, BC1, ABC2を含む。

安藤良雄「海軍監理長会議資料を通じて見た1943(昭和18)年段階における日本戦争経済の実態」(『経済学論集』第36巻第1号) p. 97より。

戦時工業生産

- 結果的には、軍需を中心とした生産は、44年度までかなりの増大を示した。
- その反面で、民需品は極度の圧縮が行われた。

6.48 戦時における工鉱業生産の推移（指数）

	1938	39	40	41	42	43	44	45
一般工鉱業	131.3	164.0	161.9	169.4	142.7	113.5	86.1	28.5
陸海軍兵器	352	486	729	1,240	1,355	1,805	2,316	566

一般工鉱業は総合指数，基準（100）は1935～37年加重算術平均。
 陸海軍兵器は艦船・航空機・弾丸その他の一般兵器を含み，1925年
 を100とする。ちなみに，1936年は114，37年は190。
 国民経済研究協会 資料により作成。